第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び 審査項目

1 審査要領

法令で規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の基準によるほか、第4章の技術基準等により、審査すること。

2 審査項目

別記のとおり

別記

設備等技術基準又は設備等設置維持計画の審査項目

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
消火器具に関 する基準	消火器具が、設備等 技術基準に従い設置さ れているか。	条例 36③ 条例 37② 条例 47	政令 10②③ 政令 30 政令 31 政令 32	省令6 省令7 省令8 省令9 省令10 省令11	
屋内消火栓設備に関する基準	屋内消火栓設備が、 設備等技術基準に従い 設置されているか。	条例 38②③④ 条例 47	政令 113(4) 政令 30 政令 31 政令 32	省令 11 の 2 省令 12	摩擦損失計算基準 加圧送水装置基準 合成樹脂管基準 消火栓等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 曹用受電設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2
スプリンクラー設備に関する基準	スプリンクラー設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 39②③④ 条例 47	政令 12②③ 政令 30 政令 31 政令 32	省令13③ 省令13の2 省令13の3 省令13の4 省令13の6 省令14 省令15	摩擦損失計算基準 放水 クク が ツ ド

第6章第2節 第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び審査項目

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
水噴霧消火設	水噴霧消火設備が、	条例 40345	政令 13②	省令 16	摩擦損失計算基準
備に関する基準	設備等技術基準に従い	条例 47	政令 14	省令 17	合成樹脂管基準
	設置されているか。		政令 30	省令 32	加圧送水装置基準
			政令 31		発電設備基準
			政令 32		蓄電池設備基準
					専用受電設備基準
					配電盤等基準
					耐火電線基準
					耐熱電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2
泡消火設備に	泡消火設備が、設備	条例 403④5	政令 13②	省令 18	摩擦損失計算基準
関する基準	等技術基準に従い設置	条例 47	政令 15	省令 32	合成樹脂管基準
	されているか。		政令 30		加圧送水装置基準
			政令 31		発電設備基準
			政令 32		蓄電池設備基準
					専用受電設備基準
					配電盤等基準
					耐火電線基準
					耐熱電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2
不活性ガス消	不活性ガス消火設備	条例 40③⑤	政令 13②	省令 19	ホース・ノズル等基準
火設備に関する	が、設備等技術基準に	条例 47	政令 16	省令 32	容器弁等基準
基準	従い設置されている		政令 31		放出弁基準
	カュ。		政令 32		選択弁基準
					音響警報装置基準
					噴射ヘッド基準
					制御盤基準
					発電設備基準
					蓄電池設備基準
					耐熱電線基準
					耐火電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2
ハロゲン化物	·		政令 13②	省令 20	ホース・ノズル等基準
消火設備に関す		条例 47	政令 17	省令 32	容器弁等基準
る基準	に従い設置されている		政令 31		放出弁基準
	か。		政令 32		選択弁基準
					音響警報装置基準
					噴射ヘッド基準
					制御盤基準
					発電設備基準
					蓄電池設備基準
					耐熱電線基準
					耐火電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
粉末消火設備	粉末消火設備が、設	条例 40③⑤	政令 13②	省令 21	ホース・ノズル等基準
に関する基準	備等技術基準に従い設	条例 47	政令 18	省令 32	容器弁等基準
	置されているか。		政令 31		放出弁基準
			政令 32		選択弁基準
					音響警報装置基準
					定圧作動装置基準
					噴射ヘッド基準
					発電設備基準
					蓄電池設備基準
					耐熱電線基準耐火電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2
屋外消火栓設	屋外消火栓設備が、		政令 19(3(4)	省令 22	摩擦損失計算基準
備に関する基準	登が何久住設備が、設備等技術基準に従い		政令 30	月 17 22	加圧送水装置基準
帰に因りる至中	設置されているか。		政令 31		合成樹脂管基準
	以直C40CV-5//。		政令 32		消火栓等基準
			× 13 02		発電設備基準
					蓄電池設備基準
					専用受電設備基準
					配電盤等基準
					耐火電線基準
					耐熱電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2
動力消防ポン	動力消防ポンプ設備	条例 40 の 2 ②	政令 2034		
プ設備に関する	が、設備等技術基準に	条例 47	政令 30		
基準	従い設置されている		政令 31		
	か。		政令 32		
自動火災報知	自動火災報知設備	条例 41234	政令 2123	省令 23	地区音響装置基準
設備に関する基	が、設備等技術基準に	5	政令 30	省令 24	蓄電池設備基準
準	従い設置されている	条例 47	政令 31②	省令 24 の 2	専用受電設備基準
	か。		政令 32		配電盤等基準
					耐火電線基準
					耐熱電線基準
					総合操作盤基準
				Als A	施行規程6の3の2
ガス漏れ火災	ガス漏れ火災警報設		政令21の2②	省令24の2の	検知器等基準
警報設備に関す	備が、設備等技術基準		政令 30	2345 省令24の2の	発電設備基準
る基準	に従い設置されている		政令 31②	3	蓄電池設備基準
	か。		政令 32	省令24の2の	耐熱電線基準
				4	耐火電線基準
					総合操作盤基準
					施行規程6の3の2

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
漏電火災警報 器に関する基準	漏電火災警報器が、 設備等技術基準に従い 設置されているか。		政令 22② 政令 30 政令 31② 政令 32	省令24の3	
消防機関へ通 報する火災報知 設備に関する基 準	消防機関へ通報する 火災報知設備が、設備 等技術基準に従い設置 されているか。		政令 23② 政令 31 政令 32	省令 25②③④	火災通報装置基準
非常警報器具又は非常警報設備に関する基準	非常警報器具又は非 常警報設備が、設備等 技術基準に従い設置さ れているか。	条例 43 の 2 ②③ 条例 47	政令 24④⑤ 政令 31② 政令 32	省令 25 の 2	非常警報設備基準 蓄電池設備基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2
避難器具に関する基準	避難器具が、設備等 技術基準に従い設置さ れているか。	条例 44② 条例 47	政令 25② 二、三 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 27	避難器具基準設置維持告示
誘導灯及び誘 導標識に関する 基準	誘導灯及び誘導標識 が、設備等技術基準に 従い設置されている か。	条例 45② 条例 47	政令 26 政令 31② 政令 32	省令 28 省令 28 の 2 省令 28 の 3	誘導灯等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2
消防用水に関する基準	消防用水が、設備等 技術基準に従い設置さ れているか。		政令 27③ 政令 31② 政令 32		
排煙設備に関 する基準	排煙設備が、設備等 技術基準に従い設置さ れているか。	条例 45 の 2 ②③④ 条例 47	政令 28② 政令 31② 政令 32	省令 30 条則 11 の 2	発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2
連結散水設備に関する基準	連結散水設備が、設 備等技術基準に従い設 置されているか。		政令 28 の 2 ②③④ 政令 31② 政令 32	省令30の2 省令30の2の 2 省令30の3	散水ヘッド基準 摩擦損失計算基準 送水口基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
連結送水管に関する基準	連結送水管が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 46②③④ 条例 47	政令 29② 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 30 の 4 省令 31	消火栓等基準 送水口基準 摩擦損失計算基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2 施行規程6の3の4
非常コンセン ト設備に関する 基準	非常コンセント設備 が、設備等技術基準に 従い設置されている か。	条例 46 の 2 ②③④ 条例 47	政令 29 の 2 ② 政令 31② 政令 32	省令 31 の 2	発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2
無線通信補助 設備に関する基 準	無線通信補助設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 46 の 3 ② 条例 47	政令 29 の 3 ② 政令 31② 政令 32	省令 31 の 2 の 2	蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程6の3の2 施行規程6の4
必要とされる 防火安全性能を 有する消防の用 に供する設備等 に関する基準	パッケージ型消火設 備が、設備等技術基準 に従い設置されている か。 パッケージ型自動消 火設備が、設備等技術		政令 29 の 4 ②③ 政令 30 政令 32 政令 29 の 4 ②③	防火安全性能省令1 防火安全性能省令2	パッケージ型消火設備 基準 パッケージ型自動消火 設備基準
特殊消防用設備等に関する基準	基準に従い設置されているか。 特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従い設置されているか。	設備等設置維持計画	政令 30 政令 32		耐熱電線基準

凡例

防火安全性能省令・・・ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成16年総務 省令第92号)

消火設備

散水ヘッド基準・・・・・ 開放型散水ヘッドの基準 (昭和48年消防庁告示第7号)

ホース・ノズル等基準・・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準

(昭和51年消防庁告示第2号)

摩擦損失計算基準 ・・・ 配管の摩擦損失計算の基準 (平成20年消防庁告示第32号)

容器弁等基準 ・・・・・ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和51年消防庁告示第9号)

放出弁基準 ・・・・・・ 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準(平成7年消防庁告示第1号)

選択弁基準 ・・・・・ 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準(平成7年消防庁告示第2号)

音響警報装置基準 ・・・ 不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準(平成7年消防庁告示第3号)

定圧作動装置基準・・・ 粉末消火設備の定圧作動装置の基準(平成7年消防庁告示第4号)

噴射ヘッド基準 ・・・・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準(平成7年消防庁告示第7号)

放水型ヘッド等告示 ・・ 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

(平成8年消防庁告示第6号)

加圧送水装置基準・・・ 加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号)

ラック式へッド設置基準・ ラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準

(平成10年消防庁告示第5号)

合成樹脂管基準 ・・・・ 合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成13年消防庁告示第19号)

消火栓等基準 ・・・・・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成25年消防庁告示第2号)

送水口基準 ・・・・・ スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成13年消防庁告示第37号)

制御盤基準 ・・・・・ 不活性ガス消火設備等の制御盤の基準(平成13年消防庁告示第38号)

パッケージ型消火設備基準 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防 庁告示第12号)

パッケージ型自動消火設備基準 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16 年消防庁告示第13号)

警報設備

非常警報設備基準・・・・ 非常警報設備の基準 (昭和48年消防庁告示第6号)

検知器等基準 ・・・・・ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中

継器及び受信機の基準(昭和56年消防庁告示第2号)

火災通報装置基準 ・・・ 火災通報装置の基準 (平成8年消防庁告示第1号)

地区音響装置基準・・・・ 地区音響装置の基準(平成9年消防庁告示第9号)

避難設備

避難器具基準・・・・・ 避難器具の基準(昭和53年消防庁告示第1号)

設置維持告示・・・・・ 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年消防庁告示第2号)

誘導灯等基準・・・・・・ 誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)

電気設備

発電設備基準 ・・・・・ 自家発電設備の基準 (昭和48年消防庁告示第1号)

蓄電池設備基準 ・・・・ 蓄電池設備の基準 (昭和48年消防庁告示第2号)

専用受電設備基準・・・・ キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)

配電盤等基準・・・・・・ 配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)

耐火電線基準・・・・・ 耐火電線の基準(平成9年消防庁告示第10号)

耐熱電線基準 ・・・・・ 耐熱電線の基準 (平成9年消防庁告示第11号)

総合操作盤基準・・・・・ 総合操作盤の基準を定める件(平成16年消防庁告示第7号)